

監事監査報告書

令和7年5月24日

学校法人石川学園

理事会 御中

評議員会 御中

学校法人石川学園

監事

山岡信彦



監事

朝日恵子



私たちは、私立学校法第37条第3項及び学校法人石川学園寄附行為第29条の規程に基づき学校法人石川学園の令和6年度（令和6年4月1日から令和7年3月31日）の業務並びに財産の状況について監査を行った。

私たちは監査にあたり、理事会及び評議員会に出席し、理事から業務の報告を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧するなど必要と思われる監査手続を実施した。

監査の結果、学校法人石川学園の業務及び財産の状況は適切であり、不正の行為又は法令若しくは寄附行為に違反する重要な事実はないものと認める。